

「(仮称)協働ガイドブック改訂版」作成における主な検討の視点

協働ガイドブックを作成するに当たって、以下の7つの視点から検討中。

- ・視点1：「協働とは何か」を行政職員が理解すること
- ・視点2：「県民活動団体の特徴」、「無償と非営利の違い」
「ボランティアとNPOの違い」を行政職員が理解すること
- ・視点3：協働の推進方針を示すこと
- ・視点4：協働の手順を明らかにすること
- ・視点5：協働の事業方法ごとの特色、留意点を明らかにすること
- ・視点6：県民活動団体を選定するときの着眼点を明らかにすること
- ・視点7：協働事業の評価方法について示すこと

視点ごとにまとめてある記述については、たたき台の段階であり、今後、県民活動審議会等の意見を聴取しながら成案を作成する。

検討の視点1

「協働とは何か」を職員が理解すること

1 協働の基本的考え方

(1) 協働の必要性

- ・ 県民が主体となった県民活動団体によって、その特性を生かした様々な社会貢献活動や公共サービスの提供が行われ、また、地域や生活の場に密着した課題や県民の意見を踏まえた政策提言や問題提起が行われるなど、県民主体の地域づくりにあたって、県民活動団体が重要な役割を担いつつある。
- ・ 一方、社会的課題や多様化、複雑化する県民のニーズに、行政だけできめ細かく対応していくことは、公平性や平等性を原則とする行政の限界や、財政、組織面での制約などから次第に難しくなっている。
- ・ このため、「県民にとってより良いサービスを提供できる主体は誰か」という観点から、公共サービスの提供のあり方を見直す必要が生じているが、これを実現するための方法として「県民活動団体との協働」がある。
- ・ 「県民活動団体との協働」は、行政の目的というより、県民の利益を考えた上で、行政目的を達成するための方法の一つであるが、「第三の分権」を推進し、県民参加型の新しい県づくりを行うために、極めて重要な意義を持つことから、施策の立案や事業実施にあたっては、県民活動団体との協働の可能性について、十分検討する必要がある。

(2) 協働の定義

本県においては、行政と県民活動団体との協働を、「県民活動団体と行政とが共通の目的や問題意識を持つ領域において、それぞれが個別に活動するよりもより高い成果を上げるために、相互の存在意義を認識し、尊重しあいながら、相互にもてる資源を出しあい、対等な立場のもとで協力しあう」関係と定義する。

(3) 県が協働する意義と効果

協働には、以下のような意義が認められることから、公権力の行使など行政が自ら実施すべき事業を除き、協働の視点に立って見直すことが重要である。

県民参加の促進

- ・多様な能力を有する県民によって組織された県民活動団体が行政施策の立案や実施に参画し、様々な角度からの考え方が行政施策に反映されることは、それまで行政が担ってきた役割への県民参加を促進し、「自助・共助・公助」の考え方に基づく自己責任・自己決定を基調とした、新たな社会の形成による「第三の分権」につながるものである。
- ・県民活動団体が、行政との協働を通じて、活力ある地域社会を支える担い手として機能していくことにより、広く県民の間に自治の意識が高まり、県民主体の地域社会の形成が図られる。
- ・また、県及び市町村としても、県民参加を求めるにあたって、一層の情報公開の必要が生じるなど、開かれた行政が推進される。

公共サービスの向上と行政のスリム化

- ・県民の価値観が多様化し、県民の求めるニーズの種類や量も多くなっている中で、厳しい財政環境から、行政だけで全ての県民ニーズを満足させることは困難になりつつあり、行政が提供する公共サービスは選択の時代になってきている。
- ・一方、県民活動団体は、利益追求を目的としていないことから、業務内容によっては、行政や民間企業に比べて低いコストでサービスを提供したり、同じコストでも質の高いサービスが提供できる可能性もあるなど、県民活動団体との協働を推進することで、スリムで効率的な行政運営を実現することが期待できる。
- ・すぐには経費の節減につながらない場合でも、施策や事業への新しい発想の導入等により、既存の行政システムが見直され、結果として行政の効率化が図られることも考えられる。
- ・また、県民活動団体の構成員は県民であり、サービスを受ける立場でもあることから、地域の県民ニーズを把握している場合が多く、また、行政に比べ、柔軟性

や機動性に優れていることから、きめ細かなサービスの提供が期待できる。

県民活動団体の活動促進

- ・ 県民活動団体は、活動を通じて得られた問題意識や地域住民との関わりなどから、問題提起や政策提言を行うなど、県民の代弁者的な役割を担い、課題解決に当たって大きな役割を果たすことができる。
- ・ 行政との協働によって、活動の目的や理念をより効果的に実現する場が得られ、また、会計処理や事業報告等を県に対して行う必要から、団体のマネジメント能力や事務処理能力の向上にもつながる。
- ・ その結果、活動の場が広がるとともに、社会的理解や評価が高まるなど県民活動団体自体の活動の広がりや成熟も期待される。

2 協働の基本原則、留意点

協働を進め、その効果を県民に供与するためには、行政及び県民活動団体の双方が、下記基本原則に立って、事業を実施する必要がある。

(1) 協働の基本原則

対等な関係

- ・ 協働においては、行政と県民活動団体はお互いが上下の関係ではなく、横の関係を保つことに心がける必要がある。それにより、県民活動団体側に自己責任の意識が高まり、自主的・主体的な活動につながる。
- ・ 協働を進めるにあたっては、行政は、県民活動団体を支援する立場というよりも、県民活動団体と共に地域づくりを行っていく当事者であるという意識を持つことが必要である。

例えば県事業を県民活動団体に委託する場合、県は発注者、団体は受注者である。受注者は契約に基づき、発注者からの仕様書等による指示に従って業務を行うこととなるが、この場合、「対等な関係」といえるのかという疑問が生じるとと思われる。

「協働」における対等な関係とは、委託、補助、共催等の手法にかかわらず、事業の過程においても、常に相手の意見を聞き、お互いの立場を理解するための努力をするなど、協働事業をより良いものにしていくよう努めることである。

委託の場合は行政は発注者であり、補助の場合は行政が補助金の交付者であるが、「よりよい協働事業を進めていく」という点においては、県民活動団体のスタッフと行政職員は対等であり、事業推進上の問題点等が生じた場合は、そのことを十分踏まえた上で対応することが重要である。

相互理解

行政と県民活動団体が、相互の長所・短所や立場を理解し、尊重した上で、果たすべき役割や責任分担等を明確にし、協働に取り組むことが必要である。

相互自立

一方に依存するのではなく、お互いに自立した関係を保つことが重要である。特に県民活動団体は、行政の支援に依存するのではなく、活動の自立を目指して協働を進めていく意識が必要である。

自主性の尊重

県民活動団体との協働を進めるに当たって、県民活動が自主的かつ自己責任の下で行われていることを行政は理解し、その主体性を尊重しなければならない。

それにより、地域課題の解決に向けた取組みを県民活動団体の特性を生かして、実施することができる。

目的の共有

行政と県民活動団体は、互いに協働によって達成しようとする目的を共有し、合意形成を行いながら協働事業を実施することが重要である。そのため、相互の情報を常に交換し合い、協働の目的を再確認しながら、それぞれの役割や責任分担等を明確にする必要がある。

情報の公開

行政は、協働についての社会的な理解を得るとともに、県民活動団体の参入機会を確保するため、協働で進めようとする事業についての情報公開に努めることが重要である。

また、県民活動団体は、行政と協働事業を進めていく前提として、活動目的や活動内容、過去の協働実績等の情報を公開していく必要がある。

検討の視点 2

「県民活動団体の特徴」、「無償と非営利の違い」、「ボランティアとNPOの違い」を行政職員が理解すること

1 協働する相手方の県民活動団体をよく理解すること

(1) 本書で対象とする県民活動団体の定義

- ・「山口県県民活動促進条例」においては、公益法人や社会福祉法人も県民活動団体として広くとらえているが、本書においては、「山口県県民活動促進基本計画」における県民活動団体の定義と同一とし、NPO法人、法人格のないボランティア団体や市民活動団体、地域の住民組織、コミュニティ活動団体との協働を中心に記述する。
- ・なお、本書は、行政職員が協働事業を円滑に進めるための留意点等を盛り込んだガイドブックを目指していることから、県民活動団体と行政との協働、即ち組織対組織の協働を中心に記述しているが、個々の県民が政策提言等を通じて、広く行政運営に参画していくことも協働のひとつであり、基本計画に沿って積極的に進めていくべきであることはいうまでもない。

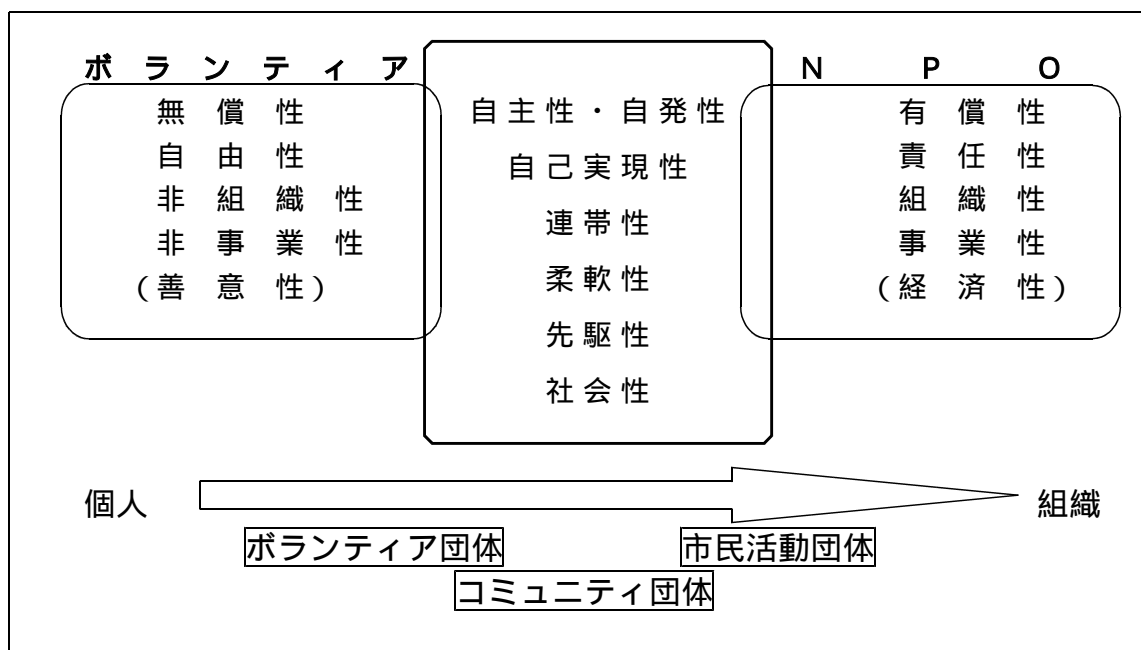
(2) 非営利とは

- ・本書における県民活動団体には、無償性、奉仕性の高いボランティア団体から収益事業を行うNPOまで包含しており、また、団体の規模にしても少人数のグループから多数の会員を擁し法人格を持つ団体まで多様な形態がある。
- ・これらの県民活動団体は、いずれも地域課題等を解決するため、目的意識に基づいて活動している非営利団体である。ここでいう「非営利」とは、事業を実施して得た利益を会員や関係者で分配しないという意味であり、事業による収入を得ないという意味ではない。県民活動団体が安定的・継続的に組織を運営するために、サービスの対価を得て事業を実施したり、本来の事業以外で収益事業を実施することは「営利」には当たらない。

(3) ボランティアとNPOの違い

- ・一般に、ボランティアは個人の概念であり、NPOは組織の概念である。ボランティアはNPOの重要な担い手であり、NPOはボランティアが活動するための土俵であるともいえる。
- ・県民活動団体の中でもボランティア色が強い団体とNPO色の強い団体があり、一概に区別することは難しいが、協働事業を進めていく上では、ボランティアとNPOとの違いを認識しておく必要がある。

《参考図 ボランティアとNPOの違い》



(松下啓一著「自治体NPO政策」を一部改編)

県民活動に関する費用負担の考え方は下図のように様々である。

- ・ 県及び市町村が協働事業を予算計上する場合、どの負担区分が適当であるかは、事業の内容等によって個々に判断すべきであるが、県民活動団体が事業を行っていくためには、組織運営のための経費がかかることを認識しておく必要がある。
- ・ 協働事業と一口に言っても、行政主催のイベントに住民ボランティアの参加・協力を募る場合と、県事業を委託する場合とでは、費用負担の考え方も協働の相手方の選定方法も異なってくる。
- ・ 例えば、住民ボランティアの参加・協力を募るイベント等の場合は、下図のA～B3、行政の行うべき事業を委託する場合は、C1～Dを参考にするなど、事業の内容や性格等に応じて、個々に検討すべきであり、「ボランティアは自己負担で活動すべきである。」「NPOの人件費は安いのが当然である。」という考え方は、改める必要がある。

《参考図 市民活動における費用負担》

A	B 1	B 2	B 3	C 1	C 2	D
すべて自己負担	交通費のみ支給	交通費と食事代支給	交通費と食事代 + (お茶代など) 支給	最低賃金より低い謝礼支給	最低賃金よりは高いが、相場よりも低い謝礼(特殊技能など)支給	相場に応じた報酬支給
	実費弁償			労働対価		
無償				有償		
ボランティア活動				非営利活動		

(出典：ボランティア白書2001)

(4) 県民活動団体の特徴

県民活動団体は、一般に下記のような特徴を有している。

) 自主性・主体性

県民自らの価値観に基づいて自主的・主体的に取り組むことから、行政の方針等にとらわれずに独自に活動することができる。この自主性・主体性はすべての県民活動に共通する基本的な特性である。

) 多様性

様々な能力を有する県民が広範な分野で自主的・主体的な活動に取り組むことにより、多種多様な社会サービスが提供され、受益者の選択肢が広がる可能性がある。

) 先駆性

法整備等の遅れから、行政では対応しにくいような新しい社会的課題にも先駆的に取り組むことができる。こうした先駆的な活動が社会的な理解を得て制度化されることもある。

) 即応性

制度的な枠組みや公平性よりも、活動の実践者として「臨機応変」「迅速」を重んじる場合があり、時宜に即応した機動性のある活動を行うことができる。

) 専門性

専門分野の人材が集まって団体を作ることもあるが、自主的・主体的な活動が継続的に行われることによって、その活動分野における実践的・専門的な知識が蓄積され、社会的課題に対する専門的な取り組みが可能となる。

) 地域性

活動の場が生活空間と近接していることが多いため、縦割りの行政区域や行政分野にとらわれることなく、地域の課題解決に取り組み、地域ニーズに沿った社会的サービスを提供することができる。

) 当事者性

県民活動団体には、その団体が取り組む社会的課題の当事者が含まれていることが多いため、課題解決に当たっても当事者の視点に立った、きめ細かい活動を行うことができる。

2 県民活動団体に行政の特性を理解してもらうこと

- ・行政の仕事は、公平性、平等性が重んじられ、単年度予算主義をとっているため、事業実施に当たっては、年度ごとに完結させることが原則となること。
- ・行政組織としての職制上、担当者判断では、すぐに決定できないことや担当者レベルで合意したことで、決裁の過程で最終的には変更や取り消すこともありうること。
- ・行政の会計事務は、地方自治法と県及び市町村がそれぞれ定めている会計規則に則っており、それを逸脱した処理はできないこと。

等は、協働事業を進める前に十分理解してもらう必要がある。

3 県民活動団体と協働を推進していく上でのその他の留意点

- ・県民活動団体との協働は、団体の活動目的や活動内容、組織としての成熟度などによって、様々な形態が考えられる。協働事業の規模や内容にもよるが、協働相手の県民活動団体の選定に当たっては、NPO法人や大きな団体だけに限定するのではなく、法人格のない団体や小さな団体等も視野に入れ、その活動内容等を総合的に見て判断することが必要である。
- ・県民活動団体には、活動の実践者として「臨機応変」に、「迅速」に対応するという特性があるため、その事業の実施に当たっては、よりよい成果を求めて、当初計画にこだわらず、計画を変更することもある。行政との協働事業の場合は、安易な変更は認められない場合も多いが、ケースによっては、十分な協議を行う場を持つこと。
- ・専任スタッフを有する団体は少なく、経理、報告等の事務処理には不慣れな場合も多い。そのため、協働事業の円滑な実施のために、当面はサポートする必要がある場合もある。
- ・財政的に脆弱な団体が多く事業を受託しても、精算払に耐えることのできる団体が少いため、概算払、前金払を検討する必要がある。

検討の視点3

協働の推進方針を示すこと

1 県における協働推進方針

- (1) 第三の分権を推進し、県民参加型の新しい県づくりを行うために、県民活動団体との協働」は極めて重要な意義を持つことから、施策の立案や事業実施にあたっては、県民活動団体と協働できるかどうかを常に念頭に置く必要がある。
- (2) また、公共サービスの中には、本来、行政でなければできない領域のものから、民間で実施した方がよりよいサービスが期待できる領域のものまで、幅広い事業や業務があるが、そのための資金は、「税」を通じて行政に集められている。
- 第三の分権を推進するためには、事業や業務のうち、可能なものについては、民間にアウトソーシングすることにより、行政に集中する公的資金を民間に再配分し、民間活力を活用して効果的・効率的に事業や業務を実施していくことも必要である。
- 「県民活動団体との協働」のうち、「委託」や「補助」等の事業方法は、この民間への資金の再配分の一つと考えられるが、協働それ自体は行政の目的ではなく、受益者たる県民の利益を考えた上で、県民にとってより良いサービスを提供できる主体は誰かという視点からの行政目的を達成するための選択肢の一つである。
- (3) したがって、当面は、県民の生活に直接的な関わりがあり、先駆性、即応性、専門性、当事者性など県民活動団体の特性を生かすことができるような事業を「協働に適した事業」として位置づけ、県民活動団体が公共サービスの担い手の一つとして、社会に根付くまでの間、本ガイドブックに基づいて、県民活動団体と県との協働を積極的に推進する。

なお、協働事業として県が取組むべきか、市町村が取組むべきかの判断は、従来の各施策分野における県と市町村の事業分担の考え方によるが、基本的な考え方としては、県は広域自治体として、全县に効果を波及させる必要のある事業や市町村では実施が困難な専門性の高い事業等に主として取組むこととする。

県の各部局は、担当分野における施策展開に当たって、個別事業が「協働に適した事業」に適合するかどうかを検討の上、協働を進めること。

また、地域性が強い事業や施策の効果が限られた範囲の事業については、主として市町村で実施することが期待されるため、市町村においては、県の推進方針を参考にし、地域の実情に応じて推進方針を定める等により、協働を進めていくことが望ましい。

2 協働に適した事業

県民活動団体と協働を進めていくべき「協働に適した事業」とは、以下の《視点 》からの検討の結果、協働が必要であると判断される事業で、かつ、《分野 ~ 》のいずれかに合致する事業とする。

《視点》

協働事業の選定に際しては、行政が事業を実施するにあたっての一般的な視点のほか、次のような視点を加えて考えること。

行政課題の解決にあたって、県民活動団体との協働が必要か。

- ・ 行政が自ら考え自ら実施すべき事業ではないのか。
- ・ 営利企業の方が効果的、効率的に実施できるのではないか。
- ・ 県民サービスの向上につながるか。
- ・ 費用対効果の向上が図れるか。

下記のような県民活動団体の特性やノウハウが生かせる事業か。

- ・ ニーズに対する多様なサービスの提供
- ・ 新たな課題に対する創造的で先駆的な取組
- ・ 社会の変化に対する柔軟で機敏な対応
- ・ 活動に裏付けされた専門性
- ・ 県民の声を集約した問題提起、政策提言
- ・ 地域性や当事者性を生かしたニーズに適応したきめ細やかな対応

《分野》

多くの県民の参加を求める事業

イベント、啓発事業等の企画運営等

きめ細かく柔軟な対応が求められる事業

- ・ 個々の県民ニーズに合わせて実施する必要がある事業

県民が当事者性を発揮し、主体的に活動する事業

- ・ 県民活動団体が自ら受益者の立場にもなり得るような当事者性が発揮でき、県民に身近なサービスが提供できる事業

県民活動団体の活動分野における経験に培われた専門性が発揮できる事業

- ・環境、福祉、ITなど特定の分野で活動するそれぞれの県民活動団体が、活動で培われた専門性を発揮できる事業

広域的に実施すべき事業をモデル的に実施する事業

- ・県全域や広域で実施することが必要な事業について、モデル的に事業区域を限定して行う事業

これまで行政が取り組んだことのない先駆的な事業

- ・県がこれまで取り組んだことのない事業で、県民活動団体のもつ先駆性、柔軟性に期待して行う事業

公的施設の運営・事業企画に関する事業

- ・県民活動団体のもつ斬新な発想、ノウハウ等を生かして、利用者の満足度の高い施設運営が期待できる事業

即応性が求められる事業

- ・災害時等において、迅速な対応が必要な事業で、即応性、機動性のある県民活動団体と協働することで効果が期待できる事業

なお、市町村においては、上記に加え（ を除く ） 下記を考慮すること

地域の実情に合わせる必要のある事業

- ・地域に根ざした活動をしている県民活動団体と協働することにより、より地域性に配慮できる事業

検討の視点 4

協働の手順を明らかにすること

1 協働の具体的進め方（県事業の場合）

（1）団体情報の提供、県事業情報の提供

県民活動団体情報の提供

- ・ 県が協働事業を進めるためには、協働相手の県民活動団体が存在することが前提となる。このため、県民活動支援センターにおいて、県との協働を念頭に置いた団体情報の充実を図る。

県事業情報の提供

- ・ 県民活動団体が政策提案をしていく上で、県の施策や事業の情報が必要である。県庁HPだけでなく県民活動支援センターのHP（県民活動スーパーネット）も活用した県からの情報提供を行う。

（2）協働事業の検討（既存事業の見直し及び新規事業の検討）

協働推進方針に基づく検討

- ・ 従来から、予算編成作業段階において、協働の視点に立った検討は行われているが、本書「協働推進方針」に沿い、再度、既存事業について、県民活動団体と協働した方がより良い効果が得られるかどうか予算編成時期までに各部局で見直しを行う。
- ・ 新規事業については、立案段階から下記政策提案に基づく検討等も参考とする。

検討体制

- ・ 県民活動推進本部に「協働推進員(仮称)」を置き、各部局の協働推進員の指揮の下、事業担当課で検討する。協働推進員については、別途定める。

（3）県民活動団体からの政策提案に基づく検討

情報交換会の実施

- ・ 毎年度上半期に、各部局ごとの政策課題をテーマとして、県民活動団体との情報交換会を実施する。
- ・ 情報交換会の開催及び運営は、県民活動支援センターがコーディネーターとして行うが、制度が定着するまでの当面の間、県民活動推進室が事務を補助する。また、各部局内の調整は、協働推進員が行う。

協働事業検討会議の実施

- ・ 情報交換会の中で、実現性のある政策提案がなされた場合について、県と県民活動団体が協働で事業化に向けた具体的な協議・調整を行う「協働事業検討会議」を開催する。
- ・ 「協働事業検討会議」を開催するか否かについては、各部局の協働推進員が中心となって、政策提案の内容等を事業担当課と協議した上で判断する。
- ・ 開催及び運営については、協働推進員の要請を受け、当面の間、県民活動推進室が事務を行う。
- ・ 「協働事業検討会議」には、県民活動団体、担当課（室）に加え、必要に応じ、コーディネーターとして県民活動支援センターが出席する。コーディネーターは県民活動団体と県の間にとって、合意形成に関しての中立的な立場の調整役を果たすが、各分野における専門性は有しておらず、専門的な視点からの検討や事業実施の責任は、県及び県民活動団体にある。なお、当面の間、県民活動推進室がコーディネーターの補佐役を務める。
- ・ 「協働事業検討会議」では、県民活動団体からの政策提案の趣旨を正しく理解し、県と県民活動団体双方が、事業化の必要性、可能性及び実施主体等を検討した上で、事業方法についても検討する。
- ・ 事業化が難しいものでも、県の担当課（室）は提案の趣旨から、県民のニーズ、県政への要望を最大限汲み取り、現行の施策の中で活用するよう努力する。

その他の政策提案の検討

- ・ 上記情報交換会や事業検討会議以外でも、県民活動団体から政策提案があれば、協働の可能性について、随時検討を行う。

(4) 協働事業の完了までのフロー

情報交換会

協働事業検討会議

事業の方向性等の決定（既存事業の見直し、新規事業の立案）

毎年予算編成時期の前に開催する県民活動推進本部幹事会で方向性を報告

予算編成作業 / 予算査定

事業決定 毎年度末あるいは年度当初に開催する県民活動推進本部員
会議で報告

翌年度事業実施

毎年予算編成時期の前に開催する県民活動推進本部幹事会で進捗状況を報告

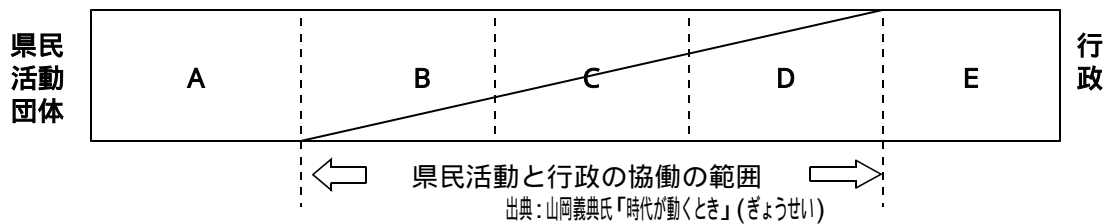
事業完了 毎年度末あるいは年度当初に開催する県民活動推進本部員
会議で報告

検討の視点5

協働の事業方法ごとの特色、留意点を明らかにすること

1 県民活動団体と行政との協働の領域について

公共サービスの供給を県民活動団体と行政の役割分担の視点でAからEまでに分類すると下記のようなイメージとなる。



県民活動団体の責任と主体性によって独自に行う事業	A
協働して進めた方が効率的・効果的な事業 (県民活動団体の主導の下に行政が協力して実施する事業)	B・C・D (B)
(行政が主導し県民活動団体が参加して取り組む事業)	(D)
行政の責任によって実施すべき事業	E

	A	B	C	D	E
実施の中心	県民活動団体	県民活動団体	県民活動団体と行政	行政	行政
実施形態	県民活動団体 主催	補助 後援 事業協力	共催 事業協力	協働型委託 政策提言 事業協力	行政実施
事業企画	県民活動団体	行政 県民活動団体 県民活動団体 > 行政	県民活動団体 = 行政 県民活動団体 = 行政	行政 行政 県民活動団体 < 行政	行政
実施者	県民活動団体	県民活動団体	県民活動団体と行政	県民活動団体	行政
資金	県民活動団体	県民活動団体 + 行政 県民活動団体 県民活動団体 + 行政	県民活動団体 + 行政 県民活動団体 + 行政	県 県 県民活動団体 + 行政	行政
責任の主体	県民活動団体	県民活動団体	県民活動団体と行政	行政	行政

	A	B	C	D	E
事業例	県民活動団体が独自に実施するイベント	団体への事業費補助 団体主催事業への行政の後援 団体主催事業への行政の協力（物品貸与等）	双方で企画実施するイベント 県民活動団体と行政が協力して行う地域づくり（アドプトシステム等）	公の施設運営・事業企画 審議会等への県民活動団体委員参加 行政主催事業への県民の協力（ボランティア参加等）	許認可事務 公権力の行使

2 事業方法とそれぞれの留意点

協働の事業方法には様々なものが考えられるが、県事業においては、以下の7つに分類する。

事業方法については、今後検討の上、極力詳細に記述する

（1）協働型委託

県が実施すべき事業のうち、県民活動団体に委託して実施する方が、効果的、効率的に実施できる事業を企画段階から県民活動団体と県が協議し、互いに役割分担を明確化しつつ進めていく。

また、事業実施段階においては、県も進捗状況や問題点等を十分に把握しながら、必要に応じ、協議の場を持ちながら事業を進めていく。

公募プレゼンテーション手法による随意契約を基本とする。

**公募プレゼンテーション手法による委託についての詳細は別途付記する
他の契約方法（単独随契、競争入札）の可能性についても検討する**

【注】従来型の委託

県が実施すべき事業を県が企画し、事業実施に当たって県民活動団体へ委託する場合。競争入札を原則とし、企業や公益法人等他の民間団体との競争も起こりうる。民間へのアウトソーシングにはなるが、本来の意味での協働とはいえない。

（2）補助

県民活動団体が実施する事業が県の施策目的と合致し、補助をすることで、その事業をより充実させることができ、県の施策目的を達成できる場合に実施する。

補助を継続することで、県民活動団体が県に依存し、自主性・主体性が失われることがないように留意する必要がある。

(3) 融資

県民活動団体が実施する事業が県の施策目的と合致し、融資をすることで、その事業をより充実させることができ、県の施策目的を達成できる場合の手法として考えられるが、融資制度自体は協働のみを目的としたものではなく、県民活動団体に対する資金的な支援制度である。

県民活動団体の自立性を損なわない点で優れるが、金融機関の審査があり、信用力と償還能力が求められる。県の制度融資としては、「NPO法人サポート融資事業」がある。

(4) 共催

県民活動団体と県が対等な立場で共に主体となって事業を実施していくが、それぞれが責任を持って実施することが重要となる。

ここでは、県民活動団体と県がメンバーに入った実行委員会で事業を実施する場合も共催として扱う。

(5) 事業協力

県民活動団体と県の間において、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行うことを「事業協力」とする。

協働の目的、双方の役割分担・責務等をあらかじめ明確にしておく必要がある。

形態によって、県民活動団体が主体的に行う事業に県が協力するもの、県が主体的に行う事業に県民や県民活動団体が参加・協力するもの、それぞれが共に主体となって協力しあいながら事業を行う共催に近いものが考えられる。

(6) 後援

県民活動団体主催事業に対する県の事業協力の一形態。

県民活動団体が事業を実施する際、県の後援による信用の付加等の効果を期待して、後援申請をする場合がある。その事業が、各部局の施策目的に合致する場合は、協働の一環として後援することが望ましい。

(7) 政策提言

本書では、県の各種審議会や委員会における県民や県民活動団体代表委員からの意見、県政モニター制度やしっかりきいてキャンペーン、県の政策や計画等に対するパブリック・コメントなどの県民意見等を含め、県民や県民活動団体からの意見や提言を広く政策提言と定義する。

県の施策に対して、県民活動団体が長年の活動経験に培われた専門性と地域での活動実績等をもとに行う提言、提案については、採用できる部分はないか、前向きな姿勢で取り組むことが重要である。

審議会等における県民や県民活動団体からの積極的な委員登用に加え、県民活動団体との意見交換会や情報交換会の実施等も必要である。

検討の視点6

協働相手となる県民活動団体を選定するときの着眼点を明らかにすること

1 基本的考え方

- ・ 県民活動団体は、活動地域、規模、組織力、経験、運営状況など様々であり、その事業遂行能力も千差万別である。このため、活動に関する情報収集に努め、協働事業を確実に実施できる団体を選定することが重要である。
- ・ 県民活動団体は、多様な目的意識や使命感に基づいて自主的・主体的な活動をしている。協働する場合は、協働の相手となる団体と事業目的が共有できるかどうか、また、相互に協力する意志があるかどうか重要である。
- ・ 協働相手を選定する基準や方法は、選択した協働方法によって異なる。例えば、政策提言を受ける場合と県事業を委託する場合とでは、県が団体に求めるものも当然異なってくるが、選定の公平性や透明性を確保するためには、選定基準や選定方法を予め明確にした上で協働相手を選定し、その選定理由を明確にしておく必要がある。
- ・ 選定基準や選定方法、選定結果についての情報公開も必要である。

2 協働相手となる県民活動団体選定時の留意点（案）

以下は、選定時の留意点として考えられる項目例であるが、今後詳細に検討する

- (1) 活動内容・活動実績
 - ・ 行政との協働事業の実績
 - ・ 活動の実施内容、活動地域、受益者の状況
 - ・ 協働事業に関連する事業実施経験の有無（ノウハウ、専門性等）
- (2) 事業の実施能力
 - ・ 事業計画の経費、人員、スケジュール等の妥当性（団体の実績との比較）
 - ・ 継続的、安定的な事業の実施
- (3) 情報公開の努力
 - ・ 活動についての情報公開の有無、公開情報の内容
- (4) 財政状況
 - ・ 収支の健全性、安定性
 - ・ 会計関係帳簿類の整備（予算書、決算書の作成）
 - ・ 監査結果の状況
- (5) 会員数・事務局体制
 - ・ 事業を行うことのできる事務局体制
 - ・ 多くの会員による支援
 - ・ 特定の団体や企業などの会員の偏りの有無

(6) 民主的な手続きによる団体運営

- ・ 定款、規約の有無
- ・ 総会の開催の有無
- ・ 役員会の開催の有無

(7) その他

- ・ 宗教活動や政治活動の実施の有無
- ・ 税の滞納の有無
- ・ 暴力団との関係の有無

検討の視点7

協働事業の評価方法について示すこと

1 協働の評価・見直し

- ・ 協働事業実施後においては、協働事業の目的、協働方法・相手方及び事業成果等について評価を行い、評価結果を次の協働事業に反映し、改善していくことが必要である。
- ・ 評価に当たっては、協働相手の県民活動団体からの意見聴取や評価内容の公表などの方法により、総合的な視点での評価を適正に行うことが重要である。

県の政策評価システム（施策評価、事業評価）との関係、位置づけの整理等が必要のため、新たな事業評価システムの導入の適否を含め、今後関係課と協議しながら検討する。

2 協働の評価項目として考えられる主な項目（例）

県民活動団体との協働の適否について

- ・ 協働することにより施策目的は達成できたか
 - ・ 協働以外の方法で実施するよりも高い効果が得られたか
 - ・ 県民活動団体の特性を生かすことができたか
- 協働方法の選定について
- ・ 採用した協働方法は適当であったか
 - ・ 協働相手の選定について
 - ・ 選定基準は適当であったか
 - ・ 選定理由は適当であったか
- 協働事業実施について
- ・ 効果的、効率的に事業が実施できたか
 - ・ 事業の実施目標は達成されたか
 - ・ 事業実施に関しての反省点は何か
 - ・ 選定した県民活動団体の事業実施能力は十分であったか
- 費用対効果について
- ・ 費用対効果は適正なものであったか